

令和7年度第4回 鈴鹿市上下水道事業経営審議会資料

水道料金の改定率及び改定時期の検討

令和8年2月6日
鈴鹿市上下水道局



「すずかの水道」キャラクター
すいてきくん

目次

1 はじめに	1
--------	---

2 改定時期の検討	5
-----------	---

3 料金水準の検討	6
-----------	---

4 今回の審議会のまとめ	17
--------------	----

用語解説	18
------	----

Ⅰ はじめに

Ⅰ.Ⅰ 令和7年度第2回審議会の振り返り

本市では、水道事業を安定的に運営するため、令和9年度から令和18年度までの次期計画期間において、次のとおり投資目標と財源目標を設定しました。

安全・安心な水の供給を継続するためにはこれらの目標を達成することが必要ですが、物価上昇等の社会情勢もあり、経営健全化に向けた取組だけでは目標の達成は困難であるため、料金改定の検討が必要です。

水道事業を安定的に運営するための目標

投資	【施設の耐震化及び老朽化対応】
	①基幹管路の耐震適合率 62% ②送水場の耐震化率 92% 配水池の耐震化率 96%
財政	【事業継続のために必要な資金水準の確保】
	①給水収益の6か月分以上の運転資金の確保
	【将来世代への負担軽減のための起債の抑制】 ②企業債残高対給水収益比率 令和6年度実績値（325%）以下

一方

令和13年度以降、継続して
当年度純利益がマイナスとなる見込み

- 収支を好転させる必要がある。
- 安全・安心な水供給のために不可欠な投資費用を大幅に抑えることは難しい。

料金改定の検討が必要

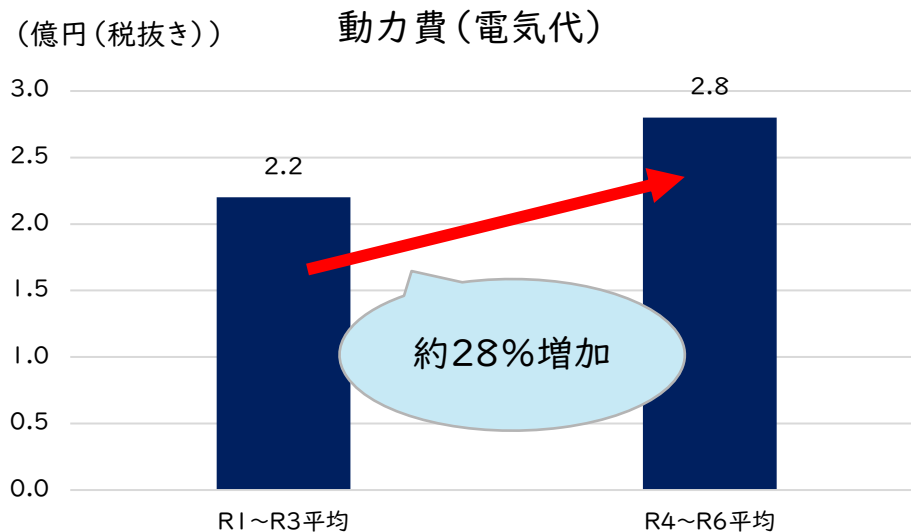
はじめに

1.2 令和7年度第2回審議会の指摘に対する回答

1.2.1 料金改定の主な要因

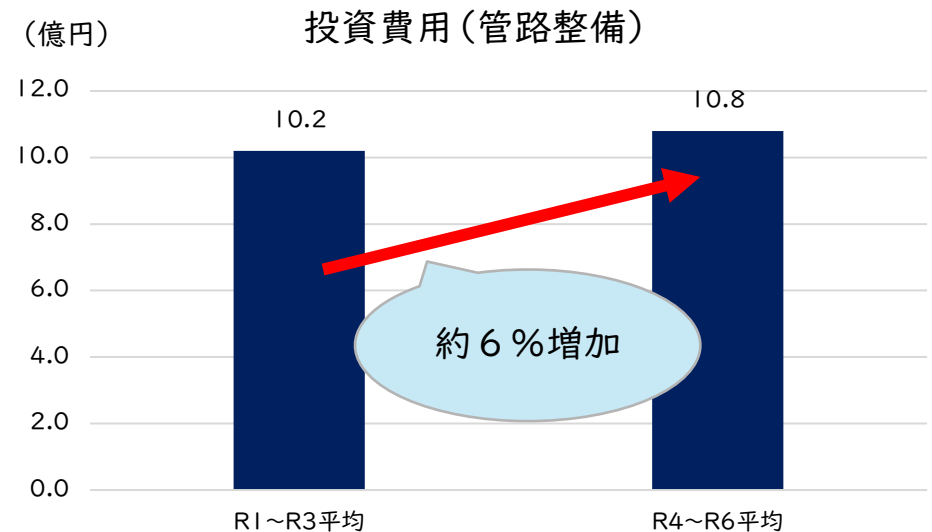
料金改定の検討が必要になった主な要因は、水の安定供給のために必要な投資を進める一方で、近年の物価高騰により、電気代といった維持管理費や投資費用が上昇傾向にあることです。

特に、令和4年度以降の上昇が顕著であることから、令和4年度前後での増減に着目したところ、その結果は次のとおりです。



維持管理費のうち、電気代について、令和元年度から令和3年度にかけては年間平均約2.2億円の支出でしたが、令和4年度から令和6年度にかけては年間平均約2.8億円の支出となりました。

年間平均ベースで約28%上昇しており、今後も上昇傾向が続くものと見込んでいます。



投資費用(工事請負費や設計業務などの委託料)のうち、更新の有無によって影響の大きい施設や設備を除いた管路整備について、令和元年度から令和3年度にかけては年間平均約10.2億円の支出でしたが、令和4年度から令和6年度にかけては年間平均約10.8億円の支出となりました。

年間平均ベースで約6%上昇しており、今後も上昇傾向が続くものと見込んでいます。

1 はじめに

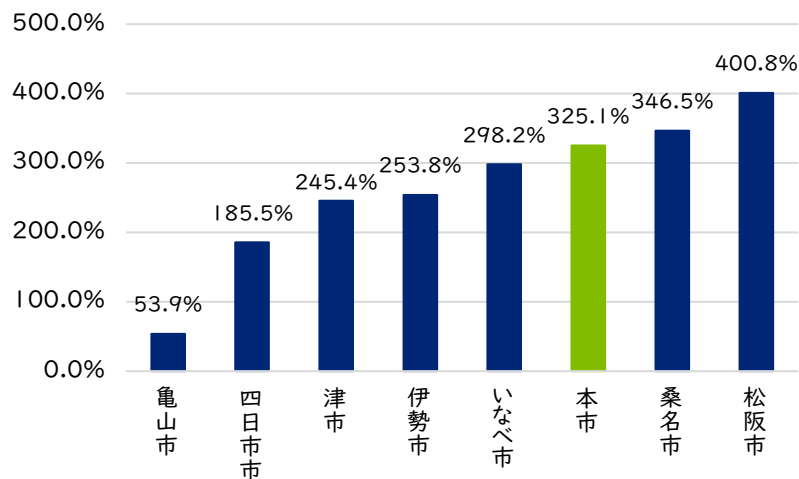
1.2 令和7年度第2回審議会の指摘に対する回答

1.2.2 企業債と投資の関係

本市の企業債への依存度が近隣他市と比較すると高い主な要因は、管路の耐震化といった安定的な水道事業の運営のために必要な投資を進めてきた結果と分析しています。

安全・安心な水の供給を行うための投資は必要不可欠であることから、資産の更新時期は企業債の発行が増え、企業債残高が大きくなることもあります。しかし、これ以上企業債への依存度を高めることは将来の負担を更に増加させることになるため、現状の依存度である令和6年度実績値（325%）以下を財源目標に設定しました。

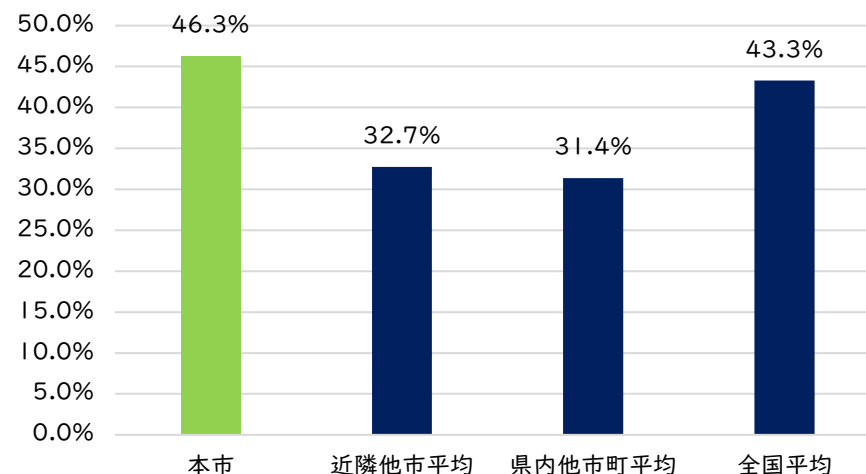
【企業債残高対給水収益比率（令和6年度実績）】



<指標について>

大きくなるほど、企業債への依存度が高い。

【基幹管路の耐震適合率（令和5年度実績）】



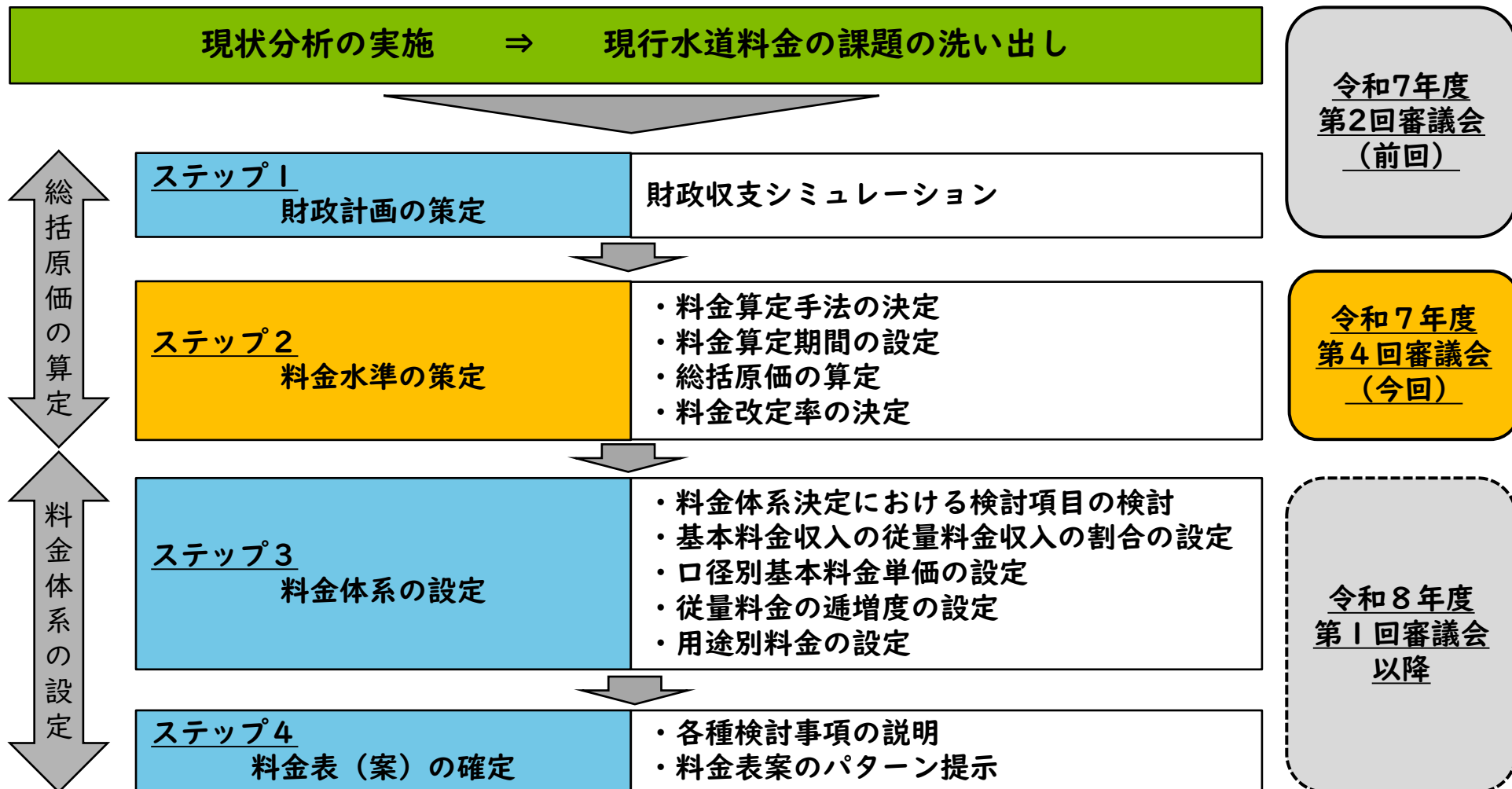
<指標について>

大きくなるほど、耐震化が進んでいる。

はじめに

1.3 水道料金の算定フロー

料金改定の検討は、現状分析により課題を明確化した後、ステップ1からステップ4までの流れで行います。令和7年度第2回審議会では、ステップ1を説明しましたので、本日の審議会ではステップ2について説明します。



2 改定時期の検討

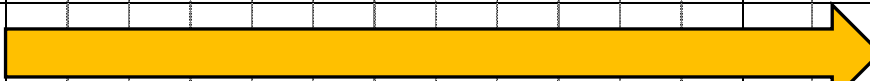
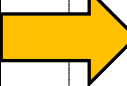
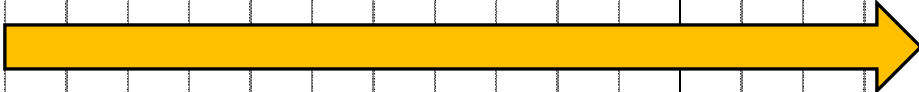
いつ改定を行うかによって財源試算の内容に影響があるため、まず、改定時期について検討します。

令和13年度には当年度純利益がマイナスに転じる見込みであることから、事業運営上、早い段階での料金改定が望ましいです。一方、水道利用者の経済的負担への影響が大きいことから周知期間を十分に確保する必要があるため、令和10年4月の改定が望ましいと考えます。

なお、このスケジュールは、令和10年4月に改定を行ったものとして作成しています。

また、利用者への料金改定に係る情報の周知については、様々な方法を検討します。

【料金改定のスケジュール（案）】

	令和8年度												令和9年度												令和10年度			
審議会	 																											
経営戦略公表																												
料金改定													  議決 議会へ条例改正議案提出															
市内部・議会との協議																												
利用者への周知 ※																												

※ 令和9年度に鈴鹿市水道事業給水条例の改正議案を提出するまでは、事業・経営状況に関する情報発信（市広報への記事掲載等）を行い、議案提出後は、料金改定に関する情報発信を行う予定です。

3 料金水準の検討

3.1 料金改定により目指す方向性等

安全・安心な水供給を継続するためには投資目標と財源目標を達成することが必要ですが、物価上昇等の社会情勢もあり、本市の内部的な取組だけでは目標の達成は困難であるため、料金改定を行う必要があります。

現在の見込み

■ 当年度純利益

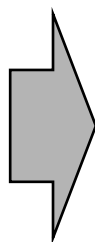
人口減少に伴う料金収入の減少、維持管理費及び投資費用の増加によって収支ギャップが生じ、令和13年度以降はマイナスとなる見込み

■ 資金残高

企業債を増額しない限り、令和11年度以降は資金不足となる見込み

■ 企業債残高対給水収益比率

投資費用の増加に伴い企業債も増額することから比率が悪化するため、企業債への依存度は引き続き高くなる見込み



料金改定で目指す方向性や留意点

安全・安心な水供給の継続に向けた次の目標を達成すべく、耐震化率等の向上及び老朽化への対応を行いながら、運転資金の確保及び起債の抑制を実現できるような料金改定を目指す。

■ 投資目標

- ・ 基幹管路の耐震適合率 62%
- ・ 送水場の耐震化率 92%
- ・ 配水池の耐震化率 96%

■ 財政目標

- ・ 給水収益の6か月分以上の運転資金の確保
- ・ 企業債残高対給水収益比率
令和6年度実績値（325%）以下

3 料金水準の検討

3.2 料金算定の原則

水道料金の算定は、水道法や地方公営企業法などの法令に基づき、次の原則を踏まえて検討する必要があります。

<水道料金算定の3原則>

原則① 公正妥当な料金

- 水道料金収入を主たる財源として、経営に必要な費用を当該収入で賄うこと（独立採算の原則）。
- 給水サービスを受ける利用者が、そのサービスに係る費用を負担すること（受益者負担の原則）。

原則② 適正な原価を基礎とした料金

- 料金が、適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができるものであること。
- ※ 「適正な原価」とは、水道事業が公益事業としてなすべき正常な努力を行った上で必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用を含むもの
→ 営業上の費用＋資本費用＝適正な原価

原則③ 健全な運営を確保する料金

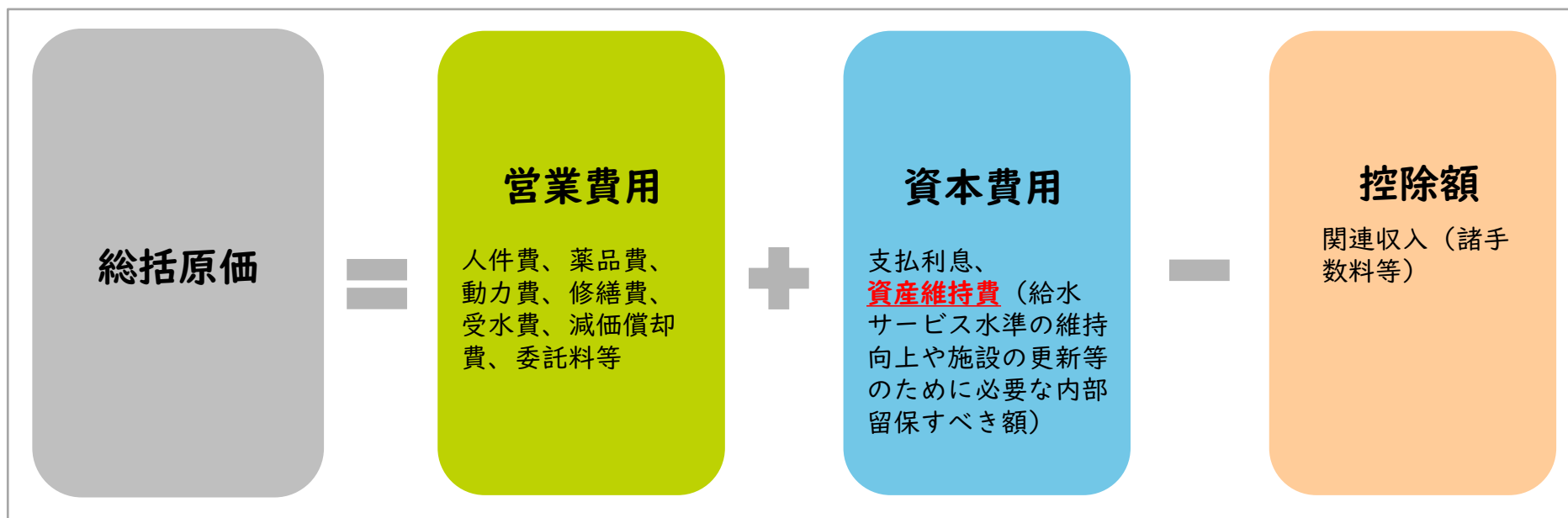
- 給水サービス水準の維持向上や施設の更新等のために必要な内部留保すべき額（資産維持費）を考慮して算定されたものであること。

3 料金水準の検討

3.3 料金水準の算定方法

水道料金は、適正な原価に基づき算定する必要があります。この原価は、既存のサービスを維持管理していくために必要な営業費用だけでなく、水道施設の計画的な更新等の原資として事業内に内部留保すべき資産維持費等の資本費用も含めて算定します。

<料金対象経費の算定方法（算定期間は3年～5年）>



3 料金水準の検討

3.4 料金改定率（案）

料金改定率の案として、3パターンを設定し、それぞれの収支や資金残高等を比較し、財政状況等を考慮した上で、本市及び利用者にとって適切な料金改定率を検討します。

なお、試算に当たっては、財源目標のうち運転資金（改定後の給水収益6か月分）の確保を達成できるよう、企業債の発行額を増減させて調整しています。そのため、もう一つの財源目標である企業債残高対給水収益比率については、達成できないパターンがあります。

①【改定率18%】計画期間中に当年度純利益がマイナスにならない最低限の改定率

- ・改定率を抑えることができる。
- ・運転資金確保のために多額の企業債を発行するため、企業債残高対給水収益比率目標が達成できない。

②【改定率25%】企業債残高対給水収益比率目標を達成できる最低限の改定率

- ・運転資金確保のための企業債の発行を行いつつ、企業債残高対給水収益比率目標を達成できる。

③【改定率56%】資産維持率を3%（水道料金算定要領の標準値）に設定した改定率

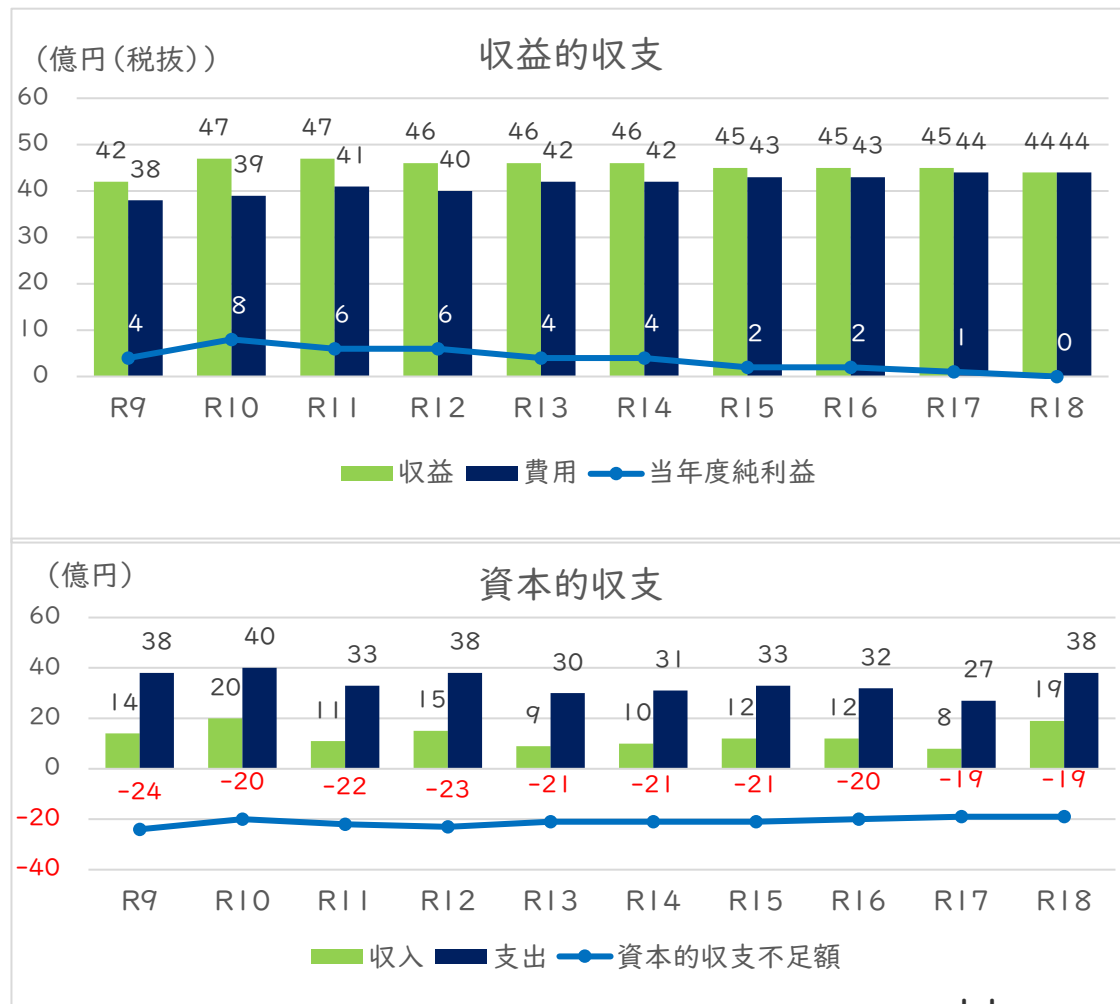
- ・改定率が高く、利用者への負担が大きい。
- ・料金収入により運転資金を確保できるため、企業債への依存度を抑制することができる。

パターン	改定率	料金収入（税抜き） （R10～R14年度累計）	当年度純利益 （R18年度）	資金残高 （R18年度）	企業債残高 （R18年度）	企業債残高対 給水収益比率 （R18年度）
①	18%	198億円	0.1億円	21億円	150億円	400%
②	25%	209億円	2.9億円	22億円	128億円	323%
③	56%	261億円	14.0億円	65億円	73億円	147%

3 料金水準の検討

3.5 ①改定率18%の場合の収益的収支及び資本的収支

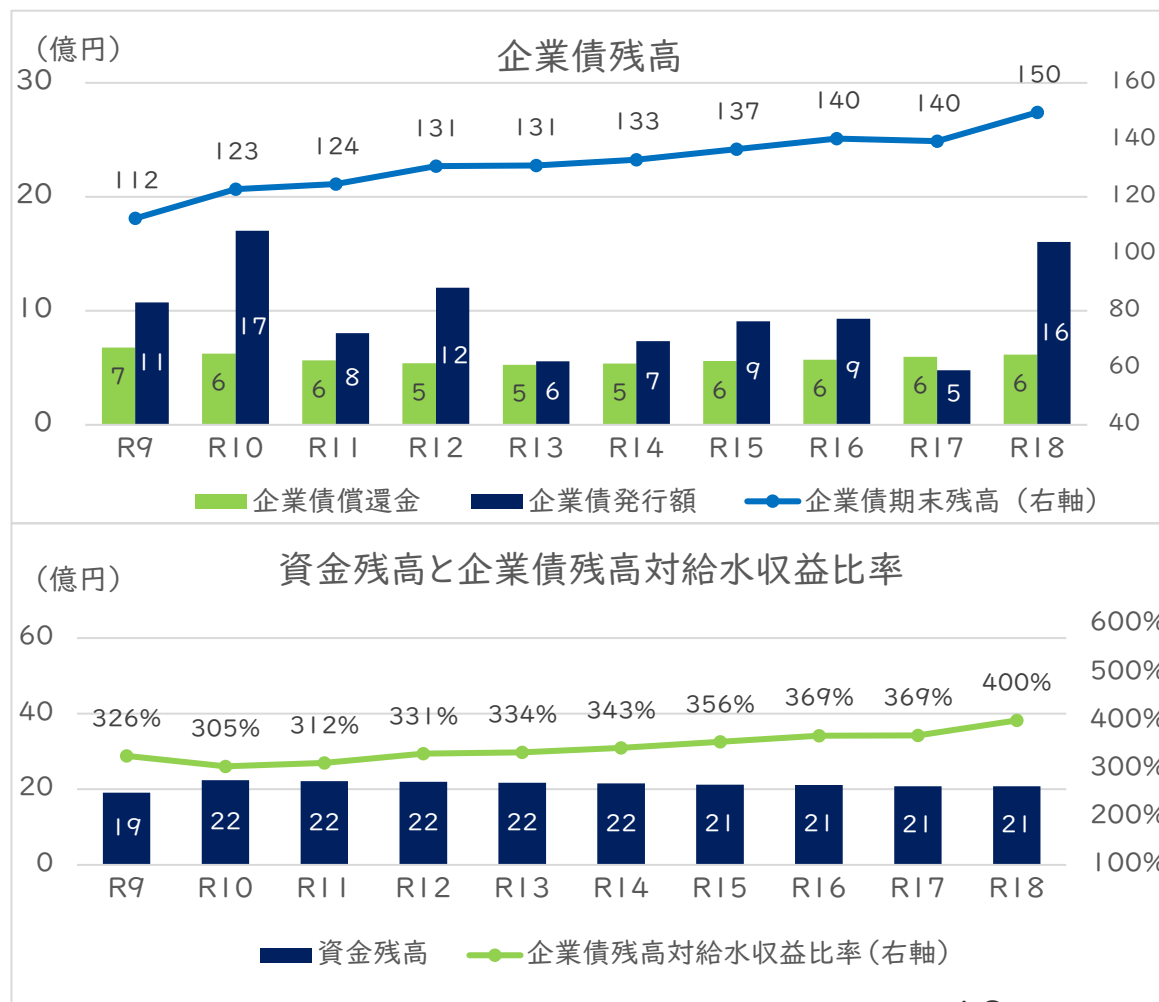
改定率18%で試算を行った場合、令和18年度末までに当年度純利益がマイナスになることはない見込みです。また、料金収入によって確保できる資金額が少ないことから、他の改定率と比較して企業債発行額を増額する必要があるため、資本的収入が増加します。



3 料金水準の検討

3.6 ①改定率18%の場合の企業債残高及び資金残高

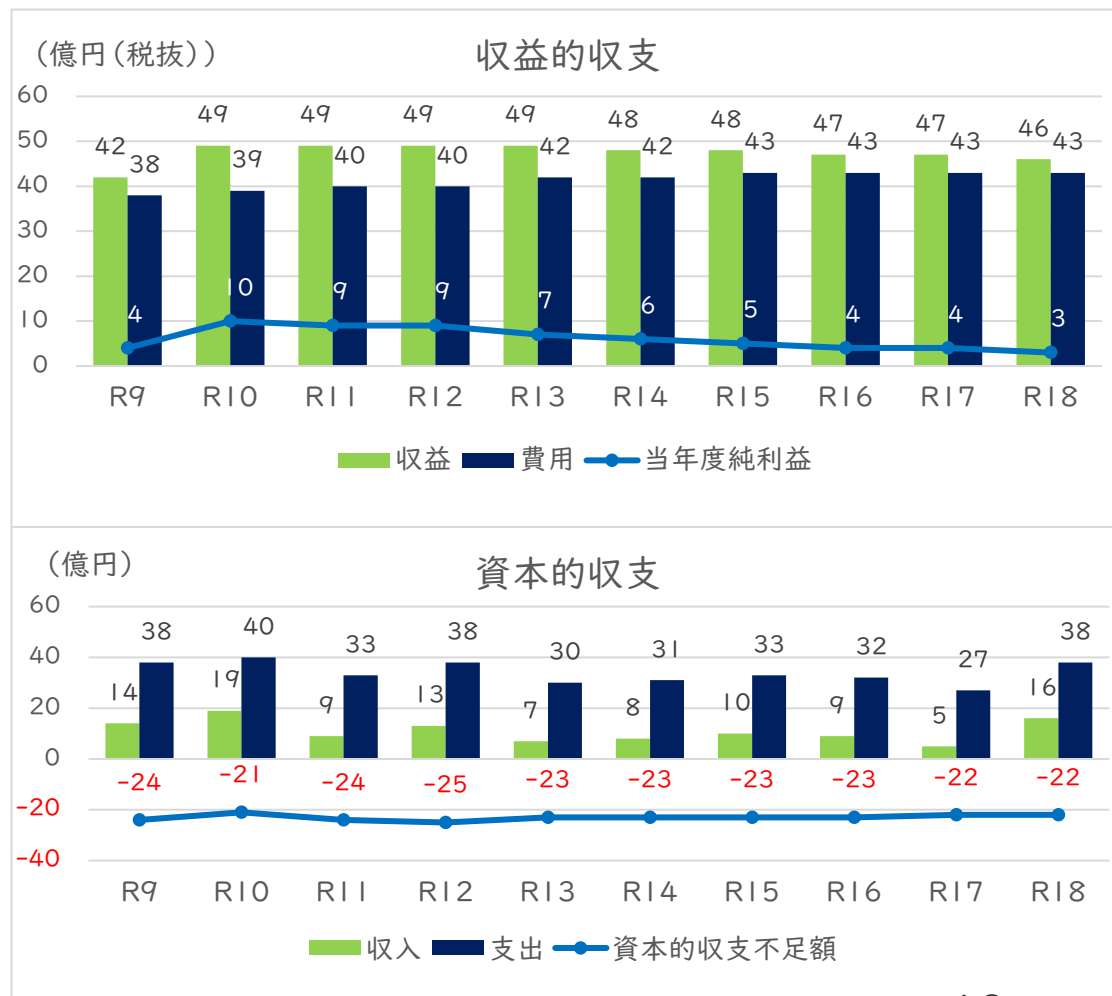
他の改定率と比較して運転資金の確保のために発行する企業債の額が増加することから、企業債残高及び企業債残高対給水収益比率が増加します。そのため、企業債への依存度が高くなり、企業債残高対給水収益比率の財源目標値を達成できない見込みです。



3 料金水準の検討

3.7 ②改定率25%の場合の収益的収支及び資本的収支

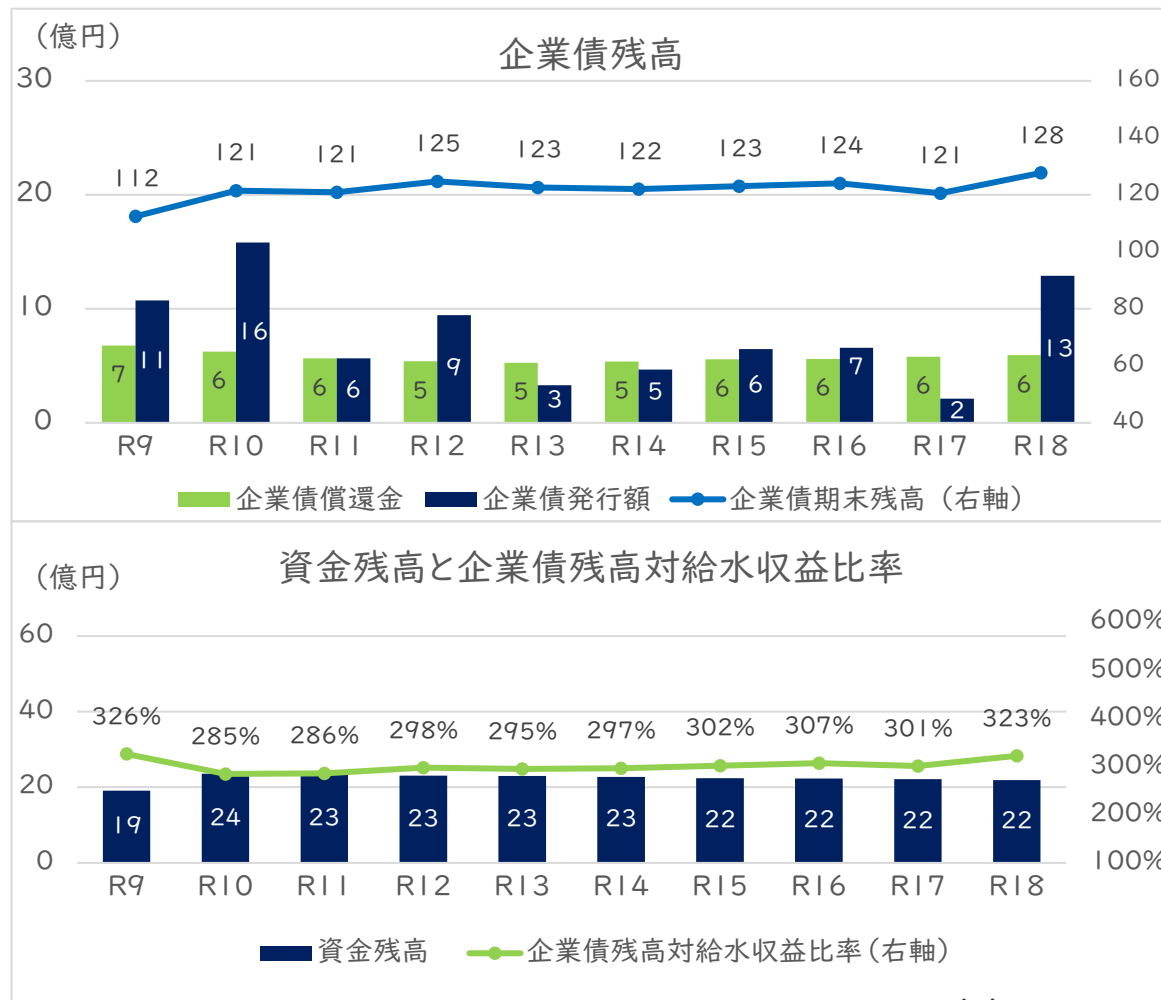
改定率25%で試算を行った場合、18%の改定率と比較して給水収益が増加するため、収益的收入及び当年度純利益が増加します。また、料金収入によって確保できる資金額が増えるため、企業債発行額を減らすことができます。



3 料金水準の検討

3.8 ②改定率25%の場合の企業債残高及び資金残高

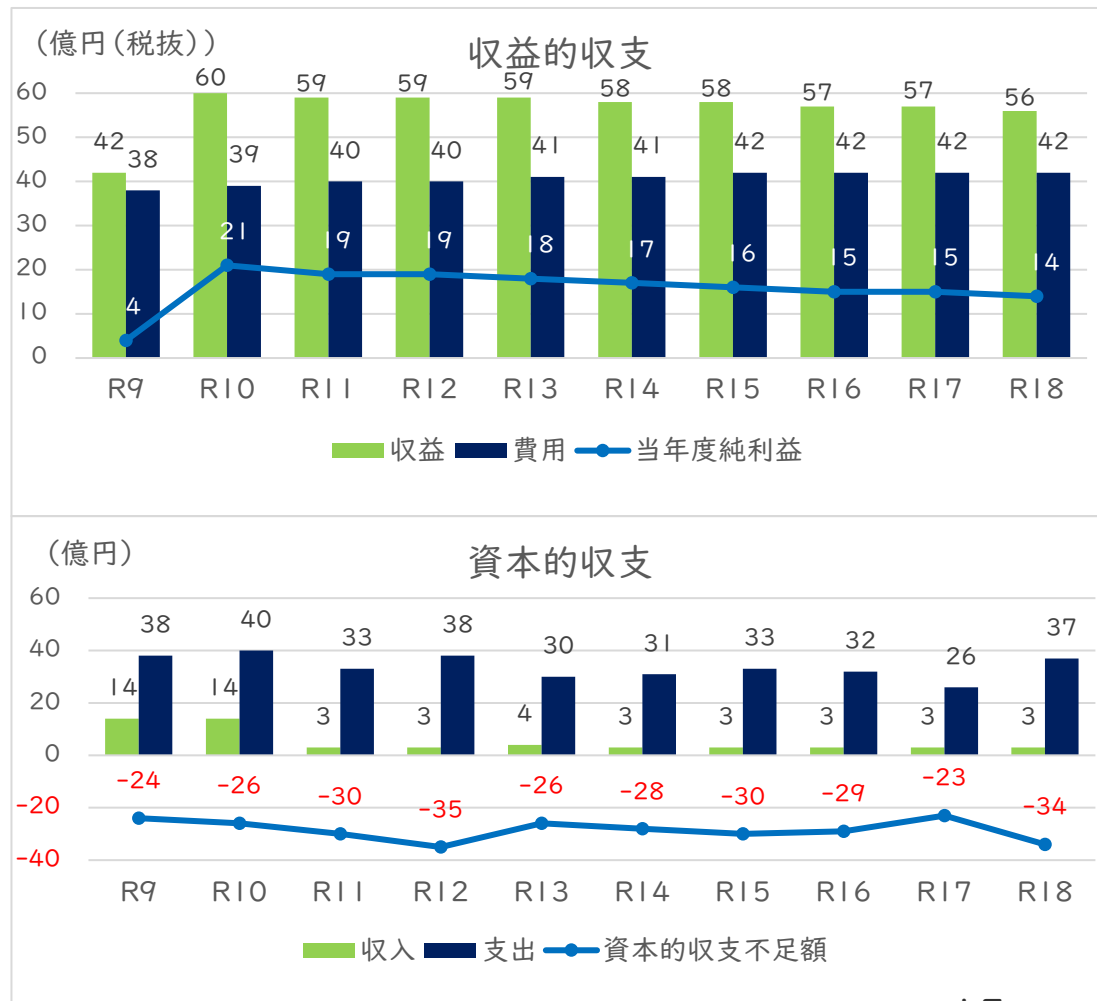
18%の改定率と比較して運転資金の確保のために発行する企業債の額が減少することから、企業債残高及び企業債残高対給水収益比率が減少します。そのため、料金改定前の令和9年度を除き、計画期間中の財源目標を達成できる見込みです。



3 料金水準の検討

3.9 ③改定率56%の場合の収益的収支及び資本的収支

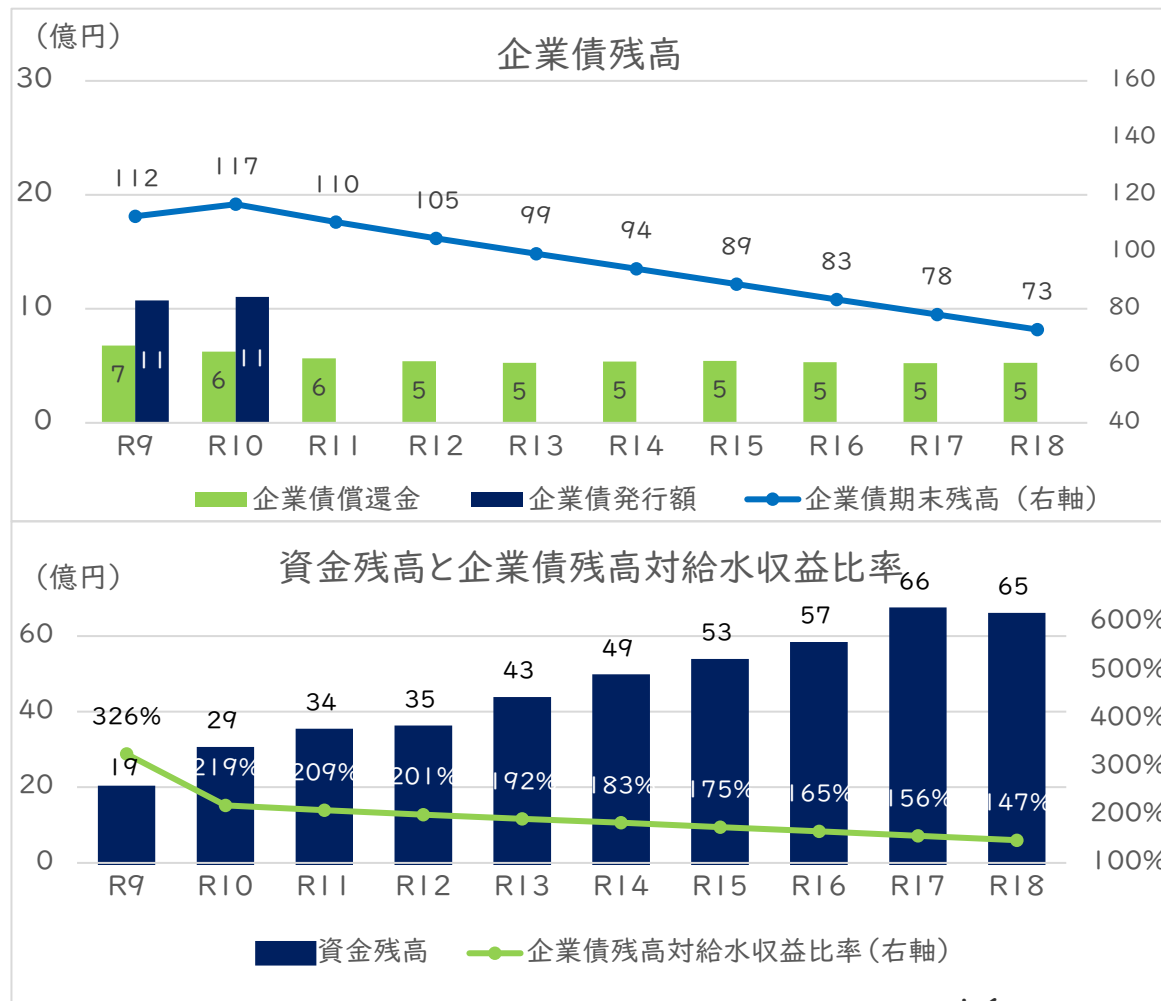
改定率56%で試算を行った場合、他の案の改定率と比較して給水収益が大きく増加するため、収益的收入及び当年度純利益が大きく増加します。また、料金収入によって確保できる資金額が増えるため、企業債発行額を大幅に減らすことができます。



3 料金水準の検討

3.10 ③改定率56%の場合の企業債残高及び資金残高

他の改定率と比較して運転資金の確保のために発行する企業債の額が大幅に減少することから、企業債残高及び企業債残高対給水収益比率が減少します。そのため、計画期間中の財源目標を達成できます。また、令和11年度以降、財源目標値を上回る運転資金を確保することができます。



4 今回の審議会のまとめ

今回の審議会では、前回の審議会で料金改定の必要性が示されたことから、3つの料金改定率（案）で試算を行いました。各パターンの比較の結果、本市の財政状況の観点から、財源目標を達成することができる最も低い改定率であるパターン②が望ましい案と考えています。

なお、次回の審議会では、今回の審議会で決定した改定率を基に、具体的な料金体系（案）についてお示しする予定です。

①【改定率18%】計画期間中に当年度純利益がマイナスにならない最低限の改定率

改定率を抑えることができるが、企業債を多額に発行しない限り資金残高目標（給水収益6か月分）を達成することができない。また、企業債残高対給水収益比率（令和6年度実績値以下）は未達となる。

②【改定率25%】企業債残高対給水収益比率目標を達成できる最低限の改定率

企業債を発行しつつ、資金残高目標（給水収益6か月分）及び企業債残高対給水収益比率（令和6年度実績値以下）を達成することができる。

③【改定率56%】資産維持率を3%（水道料金算定要領の標準値）に設定した改定率

料金収入により資金を確保することができ、令和11年度以降、企業債を発行せずに資金残高目標（給水収益6か月分）を達成することができる。しかし、改定率が非常に高く、利用者の負担は他自治体と比較しても、かなり高い水準となることが想定される。

用語解説

用語名		説明
あ	維持管理費	日常の水道施設の維持管理に要する経費をいいます。 施設の電気代等の動力費、薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成されます。
か	基幹管路	水道管路網のうち、特に重要な部分をいいます。 導水管、送水管及び配水管のうち、大きい口径などの重要な管路で構成されています。
	企業債	地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債（国などからの長期借入金）をいいます。
	企業債残高対給水収益比率	給水収益に対して企業債残高がどの程度あるかを見るための指標です。算出式は、次のとおりです。 企業債残高／給水収益（％）
	経営戦略	公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくために作成する中長期的な経営の基本計画をいいます。
	給水収益	水道事業会計における営業収益の一つです。水道料金の収益がこれに当たります。
	減価償却費	土地などを除く固定資産（建物、管路など）の減価（価値の減少）を、使用年度にわたって合理的かつ計画的に費用として負担させるための会計上の処理を減価償却といい、この処理によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費といいます。現金支出を伴わない費用です。

用語名		説明
さ	財源試算	投資・財政計画のうち、財源の見通しを試算した計画をいいます。
	資産維持率	今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準をいいます。
	従量料金	水道料金のうち、水の使用量に応じて負担する料金をいいます。
	受水	水道事業者が水道用水供給事業から浄化した水（水道用水）の供給を受けることをいいます。
	送水管	送水場で浄水処理された水道水を、送水場から配水池、ポンプ施設などの配水施設に送る水道管をいいます。
た	耐震化	地震による被害を最小限にとどめるための対策をいいます。
	（管路の）耐震化率	管路のうち、耐震管の割合をいいます。
	（管路の）耐震適合率	管路のうち、耐震管と、耐震管ではないものの地盤の状況などを考慮して耐震性があると評価できる管を合わせた割合をいいます。本市では、耐震管ではない管を考慮せず、耐震化率と同じ値としています。
	投資・財政計画	投資試算と財源試算から構成され、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画をいいます。
	投資試算	投資・財政計画のうち、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画をいいます。
	導水管	河川、井戸などの水源から取水した水を送水場に送る水道管をいいます。
	当年度純利益	総収益から総費用を差し引き、プラスの場合は当年度純利益といいます。なお、マイナスの場合は、当年度純損失といいます。
は	配水管	配水池やポンプ施設などの配水施設から個々の使用者に給水する水道管のうち、上下水道局が布設し、維持・管理するものをいいます。